

## 退職予定の皆様へ 協会けんぽからのお知らせです。



## 健康保険証は退職日 使用できません。 (ご家族分含む)

※ご担当者様にて退職日をご記入ください

健康保険証が使用できるのは退職日までとなりますので、退職日の翌日から は使用することができません。



※健康保険証(ご家族分含む)は、退職後速やかに会社にお返しいただきます よう、お願いします。

## "ご自身で"次の健康保険への加入手続きが必要です

「国民健康保険」に 加入する場合



お住まいの市役所・町村役場で手続きを行い、 交付を受けた健康保険証をご使用ください。

「ご家族の被扶養者」 になる場合



ご家族様がお勤めの会社を通じて、交付を受 けた健康保険証をご使用ください。

「再就職」の場合



**再就職先で手続き**を行い、交付を受けた健康 保険証をご使用ください。

「任意継続健康保険」に 加入する場合



一定の加入要件があります。詳しくは、 協会けんぽホームページまたはお住まいの 都道府県支部までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階 全国健康保険協会島根支部 レセプトグループ 0852 - 59 - 5197

協会けんぽ島根

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane

全国健康保険協会 島根支部 協会けんぽ